

現行計画における取組目標		達成状況 (事務局判断により ○△×で評価)
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）		
①当事者である子どもの意見聴取		
1	家庭支援課が定期的に施設を訪問し、子供の意見を聞く機会を設け、本計画の見直し及び様々な施策に反映させる	×
②こどもの権利ノート		
1	里親委託児童用の権利ノートをこども家庭センターで作成する	○
2	児童の施設や里親についての理解が深まるよう、権利ノートにその内容を盛り込む	○
③一時保護所のアンケート活用方法		
1	退所時にアンケートを実施し、年度末に集約して職員で回覧しているが、回覧時期や情報共有の方法等を再検討し、児童の意見をより反映できるようにする	○
④児童からの意見に対するフィードバックの仕方		
1	意見箱や権利ノートによる児童からの意見へのフィードバック方法を検討する	○
3. 区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み		
【1】子育て世代包括支援センターの普及について		
①関係機関との連携強化		
1	妊娠中から育児期を通じて切れ目のない支援を行うため、保育所・児童館・医療機関等との連携強化に向けた取組を行う	○
②アセスメント力及び支援技術の向上		
1	母子保健コーディネーターのアセスメント力向上、保健師の支援技術向上に向け、職員研修等を行う	○
【2】市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について		
①家庭支援の充実		
1	こども家庭支援室において、子育てに関する情報提供や相談支援等、家庭支援の取組みの充実を図っていく	○
②人員の確保及び配置		
1	保健と福祉を融合した機能を維持しつつ、保健師・ケースワーカーの人員を確保するとともに、居住地による行政サービスの差がでないよう職員配置の検討を進める	○
③職員の資質向上		
1	様々な課題を持った児童・保護者に対応できるよう、研修への積極的参加等を通じた資質向上に取り組む	○
④連携強化		
1	虐待相談のみならず全ての子ども・家庭の相談に対応できる体制構築のため、関係機関同士の連携を一層強化していく	○

【3】支援メニューの充実について		
①リフレッシュステイ		
1	受け皿拡大のため、里親の活用について検討する	△
②養育支援ヘルパー派遣事業について		
1	ヘルパーの確保、ヘルパーの精神的負担が増大するという課題が生じているため、ヘルパーの負担軽減のための対策に取り組む	○
③産前・産後ホームヘルプサービスについて		
1	利用件数増加によりヘルパー事業者の負担が大きくなっているため、負担軽減のための対策に取り組む	○
【4】母子生活支援施設の活用について		
①関係機関との連携強化及び支援対象者への情報提供		
1	支援が必要な母子が確実に入所に繋がるよう、児童相談所を含めた関係機関の連携を強化するとともに、ニーズを的確に把握し、支援対象者へ適切な情報提供ができるよう取り組む	○
②施設職員の専門性の向上		
1	入所世帯の状況に応じて、生活基盤の立て直しやスムーズな地域生活への移行に向けたきめ細かい支援を行っていくため、施設職員の専門性の向上のための研修に取り組む	○
③施設の機能強化		
1	地域の子育て支援拠点として多機能化の推進の検討を進める	△
2	退所者支援を専門的に行う職員を配置する	△
【5】児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み		
1	地域偏在を解消するため設置の促進	○
2	未委託里親を対象としたトレーニング事業の内容を充実させ、未委託里親がスキルアップできる機会を提供するとともに、そこで得た里親のアセスメント情報をマッチングに活かす	○
3	里親支援機関としての機能強化及び他機関との更なる連携強化を図る。	○
4	神戸市被虐待児地域見守り支援事業の更なる活用	○
5	各区こども家庭支援室の依頼に応じ、技術的助言その他必要な支援を行う	○
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み		
別紙		
5. 里親等への委託の推進に向けた取組み		
①里親登録数の増加		
1	里親制度の普及のため効果的な広報の検討を進める	○
2	専門職（保育士や看護師等）をターゲットとした広報を実施する	○

②受託率を上げる取り組み		
1	「子どもを迎えるための準備講座」の内容充実を図り、委託可能な里親の拡充を図る	○
③こども家庭センターにおける里親等委託の基本的な考え方の統一		
1	特に未就学児童を中心に低年齢児の里親委託を進める	△
2	施設入所児童も特に低年齢児の委託が可能か、施設職員とともに積極的に検討する	△
3	里親に関する情報提供を積極的に行い、子どもに選択肢を与える取り組みを検討する	△
4	こども家庭センター職員が里親の理解を深める研修を実施する	○
④里親委託のアセスメント力の向上		
1	こども家庭センターにおいて、里親委託する際のアセスメント力を向上させ、委託後も良好な関係が続くマッチングが行えるよう努める	○
2	里親支援機関に対する研修の充実、外部研修への参加促進を行い、里親支援機関のスキルアップを図る	○
⑤里親支援体制の強化		
1	里親認定のための家庭訪問の際、里親支援専門相談員も同席する	×
2	里親に委託する前から、里親支援機関が実親と積極的に関わってもらう	×
3	マッチング前の里親へ児童説明をする場に里親支援機関に入ってもらう	×
⑥F Hの推進		
1	施設型F Hも他都市の状況を鑑み検討する	×
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組		
1	特別養子縁組等が望ましいと考えられる子どもについては、積極的に特別養子縁組等を検討し、実親等への働きかけを行う	○
2	里親が家庭裁判所へ特別養子縁組の申立を行うにあたり、こども家庭センターは実親との調整を行う等、すみやかな縁組の成立に向けた支援を行う	○
3	民間あっせん機関に対する支援や連携方法を検討し、特別養子縁組等の推進を図る	△
7. 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み		
めざすべき施設像		
1	10年後には全施設のオールユニット化及び1施設あたり2か所のグループホーム設置	△
2	児童の発達上の課題や心理的課題、医療的ケア上の課題など、ケアニーズの高い児童の受入れについても推進していく	○
3	各施設における養育レベルの向上を目的として、施設職員を対象に研修等への参加を促し、職員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化していく	○
4	里親等委託及びグループホームの増加に伴い、本体施設にはスペース的な余裕が生まれることが予測できる。この余裕スペースを活用し、一時保護児童やリフレッシュステイ、レスパイトケアの受入れを促進していく	○

5	里親等委託の促進に伴い、里親サロンや訪問支援、未委託里親に対する養育トレーニングの実施等、施設による里親支援を推進していく	○
8. 一時保護改革に向けた取組み		
①一時保護所		
1	一時保護ガイドラインに基づき、職員研修の充実や職員育成計画の策定を行う	○
2	第三者評価を実施するなど、一時保護中の児童の養育状況の客観的評価を受けるとともに、権利保障の仕組みづくりに取り組む	○
3	一時保護所移転により、小規模単位の整備やユニット化の導入を行う	○
4	一時保護を要する背景は虐待や非行等様々な要因があることから「混合処遇」の弊害を解消するため、個別対応が可能となる職員配置、環境整備を実施する	○
5	移転を契機として、一時保護所内のルールを見直す（異性の交流が制限されるが学習は一緒という矛盾等）	△
②一時保護委託		
1	本体施設とは別に小規模グループケアによる一時保護の実施について施設とともに検討を進める	×
2	一時保護（委託）児童の学習保証に関する課題について検討する	△
3	里親等に委託される児童の行動観察や委託期間中（一時保護委託含む）の記録の作成に関する課題について検討していく	○
4	里親等への一時保護委託のための研修を実施する	×
5	一時保護委託を受けた施設への丁寧な情報提供に努める	○
9. 社会的養護自立支援事業の推進に向けた取組み		
①全体の方向性について		
1	アフターケアを専任で行う職員を全児童養護施設に配置	△
2	アフターケアを専任で行う職員と里親支援専門相談員、こども家庭センターが連携し、里親家庭から自立するものへの支援体制を強化	○
②リービングケアについて		
1	SSTの更なる活用・内容の充実	○
2	施設の職員が長く働き続けることのできる職場環境の確保	○
3	入所児童が中学・高校を卒業する時期のこども家庭センター職員の面談回数を増やす（進路相談）	○
③アフターケア		
1	児童養護施設等退所者向けの就労・生活相談の利用促進のため、こども家庭センター職員や施設職員の有用性の理解を進める	△
2	児童養護施設等退所者向けの就労・生活相談の里親家庭への案内も積極的に行う	△
3	ライフストーリーワークの体系的・計画的実施に向けた取組	○
④進学等に関する情報提供		
1	施設児童の進学率を高める支援を検討する	○

10. 児童相談所の強化等に向けた取組み		
①体制について		
1	政令で定められている配置基準を満たす児童福祉司、児童心理司の配置	○
2	職員が研修に参加できる環境づくり	○
3	施設入所の際や退所に関する見通し等の子どもへの説明を、より丁寧に行う	○
②スキルアップについて		
1	里親委託の推進に向けた児童相談所職員の意識向上に向けた取組み	○
2	職員の資質向上のための研修の充実や研修を企画する体制の強化	○
3	児童福祉司として概ね5年以上勤務しており、他の児童福祉司に必要な専門的技術に関する指導及び教育を行うスーパーバイザー（児童福祉司・児童心理司）の育成	○
③連携・支援について		
1	各区・支所におけるこども家庭支援室との連携強化並びにこども家庭センターによる専門的技術支援	○
2	児童の所属機関・医療機関・他部署との連携強化	○
3	家庭復帰の際、子どもの不安を軽減できるよう、区役所を中心とした地域での見守り・支援体制の調整を図る	○